



IASB会議報告（第144～149回会議）

前国際会計基準審議会理事 やま だ たつ み 山田 辰己

※ IASB：国際会計基準審議会



IASB本部ビル（ロンドン）

IASB（国際会計基準審議会）の臨時会議及び通常会議が、ロンドンのIASB本部で下記のとおり開催された。

- ・ 第144回臨時会議：2011年4月27日
- ・ 第145回臨時会議：2011年5月4日
- ・ 第146回臨時会議：2011年5月11日及び12日
- ・ 第147回通常会議：2011年5月17日から19日の3日間
- ・ 第148回臨時会議：2011年5月31日から6月2日の3日間
- ・ 第149回通常会議：2011年6月13日から15日の3日間

第144回会議は、IASBのみの会議では、①金融商品（ヘッジ会計）が、FASBとの合同会議では、②保険会計に関する議論が行われた。

第145回会議は、FASBとの合同会

議のみが行われ、保険会計に関する議論が行われた。

第146回会議では、IASBのみの会議で、①金融商品（ヘッジ会計）及び②保険会計、FASBとの合同会議では、③保険会計に関する議論が行われた。ここでは、②を除く議論の概要を説明する。このほか、教育セッションとして、IASBのみの会議では、リース、FASBとの合同会議では、収益認識が取り上げられた。

第147回会議では、IASBのみの会議で、①年次改善及び②国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）の活動状況報告、FASBとの合同会議では、③収益認識、④リース、⑤金融商品（償却原価及び減損）、⑥保険会計及び⑦金融商品（相殺）に関する議論が行われた。教育セッションはなかった。ここでは、①、②及び⑦を除く議論の概要を解説する。

第148回会議では、IASBのみの会議で、①金融商品（ヘッジ会計）、FASBとの合同会議では、②収益認識、③リース及び④保険会計に関する議論が行われた。教育セッションでは、IASBのみの会議では、金融商品（ヘッジ会計（マクロヘッジ））、

FASBとの合同会議では、金融商品（相殺：国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）による解説）が取り上げられた。

第149回会議では、IASBのみの会議で、①新規議題に関するコンサルテーション、②連結（投資会社：公開期間を120日とすることを決定）及び③年次改善（公開期間を120日とすることを決定）、FASBとの合同会議では、④収益認識、⑤リース、⑥金融商品（償却原価及び減損）、⑦金融商品（相殺）及び⑧保険会計に関する議論が行われた。教育セッションは、FASBとの合同会議で、FASBが現在進めている投資不動産プロジェクト及び金融商品（分類及び測定）について、検討状況の報告及び質疑が行われた。

第144回臨時会議（2011年4月27日）

IASB会議

金融商品（ヘッジ会計）

今回は、①ゼロ・コスト・オプション（カラー）、②公正価値ヘッジの会計処理及び③ヘッジ対象の名目金額（階層アプローチ）の3つについて議論が行われた。

(1) ゼロ・コスト・オプション（カラー）

2010年12月に公表された公開草案では、オプションの時間価値は、不利な価格又は金利の変動を防ぐためのコストと考えて会計処理することを提案している（保険プレミアムという見方）。一方、ゼロ・コスト・オプション（プット・オプションとコール・オプションの買建てと売建ての組合せで、結果として時間価値はゼロとなる）の場合には、当初の時間価値がゼロのため、この考え方は適用できないと考えられていた。しかし、受領したコメントでは、多くの意見が、企業に操作の機会を与えないために、保険プレミアムという会計処理をゼロ・コスト・オプションの時間価値にも適用すべきというものであった。このため、オプションの時間価値の会計処理をゼロ・コスト・オプションにも適用すべきかどうか議論された。

議論の結果、オプションの時間価値の会計処理をゼロ・コスト・オプションの時間価値にも適用することが、暫定的に合意された（11名が賛成）。

(2) 公正価値ヘッジの会計処理

公開草案では、次のような公正価値ヘッジの会計処理を提案している。

(a) 包括利益計算書上では、ヘッジ手段及びヘッジ対象の損益をその他包括利益（OCI）で表示し、ヘッジの非有効部分を当期純利益で認識する。これは、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段の損益の取扱いと同じ取扱いを公正価値ヘッジにも適用することで、ヘッジ会計に関する損益の変動をOCIでまとめて表示することを目指したものである。

(b) ヘッジ対象のヘッジされているリスクに関連する公正価値の変動は、財政状態計算書上、別個の項目として表示する（ヘッジ対象の簿価の修正としては表示しない）。これらを受けて、公開草案では、

次の3点の妥当性について意見を求めており、今回、受領したコメントを受けて、いくつかの代替案が議論された。

(a) 包括利益計算書での表示に関する提案（公開草案での提案どおりとする案、IAS第39号（金融商品：認識及び表示）と同じ取扱い（下記、暫定合意参照）とする案及び当期純利益の中で、ヘッジ手段、ヘッジ対象及び非有効部分の損益をグロス表示する案が検討された）

(b) 財政状態計算書での表示に関する提案（公開草案での提案どおりとする案、資産及び負債のそれぞれに対応する行項目を独立して表

示し、それらの内容を注記で示す案及びIAS第39号と同じ取扱いとするが、公正価値ヘッジ調整額を注記で表示する案が検討された）

(c) リンク表示を公正価値ヘッジに適用しないこと

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 包括利益計算書での表示に関しては、IAS第39号の公正価値ヘッジの取扱いを保持する（公開草案の提案を変更する）。すなわち、ヘッジされたリスクに関連する公正価値の変動から生じる損益は、当期純利益で表示する。ただし、ヘッジ活動をより明確に示すため、財務諸表の注記において、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジが当期純利益及びOCIに与える影響に関する情報を、1か所にまとめて開示することを求める（賛成11名、反対1名及び棄権2名）。

(b) 財政状態計算書での表示に関しても、IAS第39号の公正価値ヘッジの取扱いを保持する（公開草案の提案を変更する）。すなわち、ヘッジされたリスクの公正価値の変動は、ヘッジ対象の簿価の修正として表示する。また、ヘッジ対象の簿価が調整された金額は、注記で開示することを求める（全員賛成）。

(c) リンク表示を公正価値ヘッジに適用しない（賛成12名及び反対1名）。

(3) ヘッジ対象の名目金額（階層アプローチ）

公開草案では、全体的なグループの階層部分（例えば、ボトム・レイ

ヤー)は、独立に識別可能で、信頼をもって測定でき、リスク管理目的が階層構成要素のヘッジであり、さらに、階層部分を識別する基となっている全体的なグループに含まれる項目が、ヘッジされているのと同様のリスクにさらされているなどの条件を満たせば、名目金額の階層部分を、ヘッジ対象として指定することができるとしている。また、当該階層部分が、期限前償還オプション(その公正価値がヘッジされているリスクに影響されないものを除く)を含んでいないことも条件とされている。

今回、このような提案に対して受領したコメントに関する議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公開草案での階層アプローチの提案(上述を参照)を確認する。なお、ヘッジ対象とすることができる階層は、ボトム・レイヤーに限定されず、トップ・レイヤーも含まれることを示す例示を追加する(全員賛成)。
- (b) 部分償還オプションがある場合には、ヘッジ対象の指定時に期限前償還されないと見込まれる金額を、ヘッジ対象とすることを認める(賛成12名、反対1名)。すなわち、期限前償還オプションが契約全体に含まれていても、ヘッジ対象としての指定時において、当該期限前償還オプションがヘッジ対象として指定される階層部分に影響を与えない金額がある場合には、当該金額をヘッジ対象として指定することができるという取扱いである。
- (c) ヘッジ対象の階層部分が、ヘッジ対象の公正価値の変動を決定す

る際に考慮される期限前償還オプションの影響を含んでいる場合には、ヘッジ対象の当該階層をヘッジ対象として指定することを許容すべきである(賛成11名、反対2名)。

- (d) 階層に基づくヘッジ対象の指定の適格性を判断する目的上、期限前償還オプションが買建てか売建てかを区別しない(すなわち、公

開草案の提案をそのまま保持する) (全員賛成)。これは、ヘッジされているリスクは、特定のオプション保有者がいつオプションを行使するかどうかに関係なく、期限前償還オプションの公正価値に影響するからである(期限前償還オプションの公正価値の変動は、当該オプションが買建てか売建てかに関係がなく決定される)。

IASBとFASBの合同会議

保険会計

今回は、一定の規準を満たす短期の保険契約(保険カバー期間が短いもの)に対して、特別の会計処理を認めるかどうか議論された。特に、①規準はどのようなものであるべきか又は②特別の会計処理は、ビルディング・ブロック・アプローチの代理(proxy)なのか又は異なるモデルなのか、について議論が行われた。

スタッフからは、次の要件を満たす契約に、修正アプローチ(modified approach)を適用することが提案された。

- 契約が、重要な財務要素を含んでいない(重要な財務要素を含まないためには、①保険料の受取りとカバー提供との間の時間が重要でない、②保険契約者が、ビルディング・ブロック・アプローチの下で、契約当初に支払うべき保険料と実際に支払った保険料の金額が大きく異なることが求められる。また、実務上の簡便法として、カバー期間が1年以下である場合には、重要な財務要素を含まないとみなす)。

- 契約が、組込みデリバティブを切り離した後において、キャッシュ・フローの変動性に大きく影響する組込みデリバティブ又はその他のデリバティブを含んでいない。

修正アプローチでは、次のような会計処理が提案されている。

- 当初認識時のクレーム前義務を、当初認識時に受領した保険料に予想将来保険料の非割引価値を加え、そこから新契約費を控除した金額で測定する。
 - 当初認識以後では、保険カバーを提供するという履行義務の充足を反映するために、クレーム前義務を減額しなければならない。
 - 予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値がクレーム前義務の簿価を超え、ある一定の要素が契約が不利になっていることを示唆する場合には、契約が不利かどうかの評価を行わなければならない。
- 議論では、提案されているアプローチ(修正アプローチ)と現行実務(未経過保険料アプローチ)、ビルディング・ブロック・アプローチ及び収益認識プロジェクトのモデルが比較され、修正アプローチの要件(規準)についても意見が交わされた。さら

に、FASBのボードメンバーからは、損害保険と生命保険とは異なる特徴を持つので、修正アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの代理と考えるのではなく、2つの異なるモデルとしてとらえるべきだとの意見も出された。

議論の結果、次の点が、暫定的に合意された ((a)から(c)は、IASB及びFASBが共に暫定合意している)。

(a) 貨幣の時間価値を反映すること
を求めている収益認識プロジェクト

トでの暫定合意に合わせて、貨幣の時間価値をクレーム前義務に反映すべきかどうかを検討する。

(b) 保険者は、クレーム前義務の金額を、カバー期間にわたって、次に従って減額しなければならない。

(i) 時の経過を基にして

(ii) もし、時の経過と大きく違う場合には、発生保険金及び便益の予想タイミングに基づいて

(c) 保険者は、クレーム前期間において、事実及び状況 (facts and

circumstances) が契約が不利になったことを示す場合には、不利な契約テストを行わなければならない。

(d) IASBは、保険者は、クレーム前義務の測定から、ビルディング・ブロック・アプローチで保険負債の測定に含めることとされている新契約費を控除すべきであることに、暫定的に合意した (賛成9名)。なお、FASBは、この点についての議決を行わなかった。

第145回臨時会議 (2011年 5月 4日)

IASBとFASBの合同会議

保険会計

今回は、保険契約に含まれる①財貨・サービス及び②投資構成要素を保険契約から分離 (アンバンドル) するかどうかに関して議論が行われた。

(1) 非保険財貨・サービスのアンバンドリング

今回は、保険契約に含まれる財及びサービスに関する部分を、保険契約から分離して収益認識モデルに基づいて測定すべきかどうかについて議論が行われた。

スタッフからは、次の3つの代替案が提示された。

(a) 代替案A：商業的実態がないという理由で保険契約に組み込まれている場合にのみ、財及びサービスを提供する義務をアンバンドルする。

(b) 代替案Aよりも広い範囲のアンバンドリングを求める。具体的に

は、次の2つの方法で達成することができる。

(i) 代替案B：財及びサービスが保険カバーと「密接に関連している (closely related)」ことを示す例をさらに追加することで、「密接に関連している」という原則をどのように適用するかに関するさらなるガイダンスを提供する。

(ii) 代替案C：収益認識プロジェクトで開発された、独立した履行義務を識別する規準を用いて、財及びサービスを提供する義務を、保険契約からアンバンドルすることを求める。

議論では、収益認識プロジェクトとの首尾一貫性を追求すべきという議論が多数を占めた (代替案C)。今回は、暫定合意は求められず、2011年5月16日に開催予定であった保険ワーキンググループにこの問題を諮ることとされた。なお、代替案Cを採用する場合には、2011年2月

に収益認識プロジェクトで暫定合意された、履行義務を識別するための次の原則が適用されることになる。

(a) 企業が、財又はサービスを、企業が顧客に提供している単独の項目 (1つの商品) にまとめるというサービスを提供している場合には、企業は、約束した財又はサービスの束を1つの履行義務として会計処理しなければならない。

(b) 次の場合、企業は、約束した財又はサービスを、独立した履行義務として会計処理しなければならない。

- 財又はサービスの移転のパターンが、同一契約内の他の約束した財又はサービスの移転パターンと異なる。
- 財又はサービスが、「区分できる機能 (distinct function)」を有している。

(c) 次のいずれかの場合には、財又はサービスは、区分できる機能を有している。

- 企業が、財又はサービスを、通常、分離して販売している。
- 顧客は、財又はサービスを、自分自身で、又は、顧客が容易

に利用できる資源とともに使用することができる。

(2) 投資構成要素のアンバンドリング

すべての長期の保険契約は、預金又は投資といった性格を有している。ここで議論する投資構成要素は、保険契約者に定期的に通知される明示的な勘定残高 (explicit account balance) を有するもの (下記、暫定合意(a)を参照) を指している。そこでは、明示的なリターンが勘定残高に貸記される。今回、このような特徴を持つ投資構成要素を、保険契約からアンバンドルすべきかどうかについて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (下記(a)から(c)については、IASB全員及びFASBの過半数が賛成、(d)については、IASB全員が賛成したが、FASBは議決しなかった)。なお、これらの合意が、勘定残高を持つ典型的な保険契約においてどのように適用されるかに関して検討することが、スタッフに指示された。

- (a) 勘定残高に基づいて明示的なリターンが貸記される明示的な勘定残高は、アンバンドルされなければならない。
- (b) 収益認識プロジェクトで開発された、独立した履行義務を識別す

るための規準に基づいて、そのような明示的な勘定残高を分離しなければならない。

- (c) さらに、保険契約者が、保険契約を失効することなく勘定残高を引き出すことができる場合にのみ、明示的な勘定残高が存在するとすべきかどうかに関しては、さらに検討する。
- (d) アンバンドルされた明示的な勘定残高については、配分に関するさらなる決定を条件とするものの、対応する金融商品に関する規定に基づいて会計処理する。

第146回臨時会議 (2011年5月11日及び12日)

IASB会議

金融商品 (ヘッジ会計)

このプロジェクトでは、2011年4月から受領したコメントの分析を続けており、今回は、ヘッジの有効性評価に関する議論が行われた。

公開草案では、ヘッジ会計の有効性判定基準としての、80%から125%という規準を廃止し、新たに、将来に向かって適用されるヘッジの有効性に関する次の2つの要求を提案している。すなわち、ヘッジ関係が、①ヘッジの有効性の評価の目的に適合していること (バイアスのない結果を生み、ヘッジの非有効性を極小化すること) 及び②偶然の相殺以外の相殺を達成することを提案している。

受領したコメントでは、80%から125%規準を廃止することに対しては、圧倒的な支持があったが、新た

に提案された2つの要件に関しては、その内容が抽象的であり、理解が難しいとの指摘があり、その意味の明確化を求める意見が多かった。このため、今回、①「偶然の相殺以外 (other than accidental offsetting)」という用語の意味の明確化及び②ヘッジ関係は「バイアスのない結果 (unbiased result)」及び「見込まれるヘッジの非有効性を極小化する (minimise expected hedge ineffectiveness)」の意味の明確化について議論が行われた。

(1) 「偶然の相殺以外」の意味

公正価値に関する議論では、80%から125%規準に代えて、「合理的に有効 (reasonably effective)」といった閾値の導入も検討されたが、最終的には、「偶然の相殺以外」という言葉の内容を、より具体的にすることの可能性が検討された。

議論の結果、「偶然の相殺以外」という用語の意味を、次の2点に分解して説明し、それに関連する適用ガイダンスを追加することが暫定的に合意された (全員賛成)。

- (a) ヘッジ手段とヘッジ対象との間に経済的な関係があること。
 - (b) 信用リスクの影響が、経済的關係から生じる価値の変動を支配しないこと。
- #### (2) バイアスのない結果及び見込まれるヘッジの非有効性の極小化の意味

公開草案のB29項では、ヘッジの有効性の評価の目的は、次の4つの要素を含むとしている。

- (a) ヘッジ関係は、バイアスのない結果を生む。
- (b) ヘッジ関係は、見込まれるヘッジの非有効性を極小化する。
- (c) バイアスのある結果を生むように、ヘッジ手段の公正価値の変動が、システムティックにヘッジ対象の公正価値を上回るか又は下回

るということを企業が予想していない。

(d) ヘッジ関係は、ヘッジの非有効性を作り出すような、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の意図的なミスマッチを反映してはならない。

今回、これらの要素が適切に意図している内容を表現しているかどうかに関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（全員賛成）。

(a) 公開草案で示した上記4要件のうち、(a)から(c)を削除する。

(b) 削除した3要件に代わり、次の要件を直接参照することとする。

(i) 企業のヘッジ関係の指定は、経済的ヘッジ（economic hedge）、すなわち、以下の数量に基づいていなければならない。

- 実際にヘッジしているヘッジ対象の数量
- 上記ヘッジ対象の数量を、

実際にヘッジしているヘッジ手段の数量

(ii) 企業は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の帰結をもたらすために、（認識されているか否かにかかわらず）ヘッジの非有効性を作り出すような、ヘッジ対象とヘッジ手段の重み付け（weighting）の不均衡を反映するヘッジ関係を指定してはならない。そのような帰結には、例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合にはヘッジの非有効性の認識を避けること、又は、ヘッジ手段の公正価値の変動との相殺がされないにもかかわらず、公正価値会計の利用を拡張する目的で、より多くのヘッジ対象に対して公正価値ヘッジを達成することを意図している場合がある。

(b) 保険者は、最低保証から生じる、契約によって関連付けられている項目に関する保険者と保険契約者の間の非対称なリスク共有を、現在測定ベースを用いて反映しなければならない。

(c) 保険者は、包括利益計算書において、保険契約負債の変動を、関連する項目の変動の表示（すなわち、当期純利益又はその他包括利益の区分の中で）と首尾一貫するように表示しなければならない。

(d) ユニット・リンク契約と有配当契約の双方に、同じ測定アプローチを適用しなければならない。

なお、上記に関連する開示については、将来、議論を行う。

このほか、IASBは、ユニット・リンク契約の中で保有される保険者自身の株式（自己株式）及び保険者が占有する有形固定資産によって生じる会計上のミスマッチ（自己株式は、資産ではなく資本からの控除として表示されるために、また、自己使用の有形固定資産は、公正価値測定を行った場合には、その変動をその他包括利益で認識することになるために、ミスマッチが生じる）を解消するため、自己株式及び有形固定資産を公正価値で測定し、その変動を当期純利益で認識することができるように、IAS第32号（金融商品：表示）及びIAS第16号（有形固定資産）を改訂することに、暫定的に合意した（大多数が賛成）。

FASBは、保険契約負債の測定は、保険契約者が参加する基礎となる項目の契約上の測定ベースを用い、現在のレートで割り引くことによるキャッシュ・フローの予想現在価値を反映すべきである点に、暫定的に合意した（大多数が賛成）。

IASBとFASBの合同会議

保険会計

今回は、有配当契約（participating contract）に関連する論点についての議論が行われた。有配当の本質は、保険者と保険契約者の間のリスク共有であり、それが、ユニット・リンク契約（一部又はすべての便益が、企業内部又は外部の投資ファンドのユニット（保険者又は第三者によって保有される資産の特定のプールで、ミューチュアル・ファンドと同じ方法で運営されるもの）の価格によって決定される勘定）と類似した性質を有しているため、これとの関係についても議論が行われた。ま

た、ユニット・リンク契約では、そこに含まれる保険者自身の株式や保険者が自己使用している有形固定資産の会計処理が会計上のミスマッチを生じさせており、それらについても議論が行われた。

議論の結果、IASBは、次の点に暫定的に合意した（賛成9名、反対4名）。

(a) 保険契約者への配当に関連する履行キャッシュ・フローの測定は、保険契約者が配当に参加するベースとなる金融商品の測定を基にすべきである。そのようなベースとなる項目には、資産及び負債、保険契約のプール又は企業の業績といったものなり得る。

第147回会議（2011年5月17日から19日）

IASBとFASBの合同会議

1 収益認識

今回は、①契約の獲得及び履行の費用で資産化されたものの償却及び減損（amortization and impairment）、②不利な契約、③収益認識に関する表示及び開示並びに④残余履行義務に関する開示の4点について議論が行われた。

(1) 資産化された獲得及び履行費用の償却及び減損

公開草案では、顧客から契約を獲得するため又は契約履行に伴って発生する費用を資産化し、それを償却することが提案されている。そして、資産の償却については、当該資産が関連する財貨・サービスの移転のパターンと首尾一貫するシステムティックな方法に基づいて償却しなければならないと提案している。受領したコメントでは、契約締結前に発生する費用の資産化と減損との関係が明確ではない（資産に計上しても、契約が締結されていないため、直ちに減損を認識しなければならないか）との指摘があった。これらを受けて、今回、資産化された契約獲得及び履行費用の償却及び減損が議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 減損に関しては、次の点（IASB及びFASBの全員が賛成）。

(i) 資産の簿価が、①資産が関連する財貨・サービスと交換に取

得すると予測される対価の金額から②当該財貨・サービスを提供することに直接に関連する残余費用を差し引いた金額を超える場合に、企業は、減損を認識しなければならない。企業が取得すると予想される金額を決めるために、企業は、取引価格を決定する原則を用いなければならない。

(ii) IFRSでは、いったん認識された減損は、減損の原因がなくなった場合には、減損の振戻しをしなければならない（米国会計基準では、減損の振戻しは禁止されている）。

(b) 償却に関しては、当該資産が関連する財貨・サービスの移転のパターンと首尾一貫するシステムティックな方法に基づいて償却しなければならないという、公開草案での提案を保持する。更新可能なサービス契約のセットアップ費用のようなある種の資産は、同一顧客との将来の契約で提供される財貨・サービスに関連する場合もあることが明確化された（その場合には、予想される更新期間を含めた期間で償却が行われる）（IASBの8名が賛成し、FASBの6名が賛成）。

(c) 実務上の便宜として、1年以内の期間の契約については、企業は、契約獲得費用を、発生時の費用として認識することを許容されるべきである（IASBの11名が賛成し、FASBの6名が賛成）。

(2) 不利な契約

2011年3月1日及び2日に開催された第139回臨時会議で、不利な契約に関して、次の点が暫定合意されている。

(a) 不利な契約かどうかの判定及び不利な契約負債の測定に含まれるべき費用は、契約の残余の履行義務を充足するために直接関連する費用（公開草案第58項の費用）とすべきである。

(b) 企業が契約を解除することをコミットしており、かつ、そうする契約上の権利を有している場合、費用は、企業が契約を解除した場合に支払うであろう金額（例えば、違約金を含め、企業が顧客に返還しなければならない金額）を反映することが認識された。

(c) 契約を解約する場合には、IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）に従って処理しなければならない他の義務が生じることがあることが認識された。スタッフの提案とは異なり、この条件は、解約をするために相手に通知した場合にのみ適用される。

その後、航空券、娯楽施設のチケット及び雑誌の購入契約などの場合には、個別の取引を対象に、上記の暫定合意に基づいて、不利な契約かどうかのテストを行うことは合理的な帰結をもたらさないとの指摘があり、今回、改めて不利な契約が議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（全員賛成）。

(a) 不利な契約のテストは、長期サービス契約に限定する（これによ

て、航空券などの販売には不利な契約テストが適用されない。

(b) 不利な契約テストを行う際に考慮すべき費用は、次のいずれか低い方とする。

- ・ 履行義務を充足するのに直接関連する費用
- ・ 契約を解約するために企業が支払わなければならない金額

(3) 収益認識に関する表示及び開示

収益認識に関する表示及び開示に関して検討が行われ、①契約資産及び契約負債の表示、②収益の分解表示、③契約資産及び契約負債の認識及び④残余履行義務の開示の4点について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 契約資産及び契約負債に関しては、公開草案で示している表示に加えて、次のような表示を許容する（全員賛成）。

- ・ 契約資産及び契約負債を独立した行項目として表示すること。
- ・ 契約資産及び契約負債に関する追加情報を、財務諸表上、又は、注記で表示すること。
- ・ 「契約資産及び契約負債」以外の用語を用いること。ただし、財務諸表の読者が、対価に対する無条件の権利（請求済みか否かにかかわらず、受取債権）と対価に対する条件付きの権利（契約資産）を区別できるように十分な開示を行わなければならない。

(b) 収益の分解表示に関しては、次のような取扱いを求める。

- ・ 最終基準は、企業が収益を分解表示しなければならない特定のカテゴリーを記述してはならない。代わりに、分解のための

原則を明確にするとともに、適切だと考えられる例を示さなければならない（IASBの12名が賛成し、FASBの全員が賛成）。

- ・ 収益の分解は、包括利益計算書上、又は、財務諸表の注記で行わなければならない（IASBの出席者全員が賛成し、FASBの6名が賛成）。

- ・ 企業には、減損損失引当金（impairment loss allowanceで、収益に対する調整として表示される顧客の信用リスク）の分解は求めない（IASBの12名が賛成し、FASBの4名が賛成）。

(c) 契約資産及び契約負債の調整表に関しては、次のような取扱いを求める（全員賛成）。

- ・ 公開草案で提案している契約資産及び契約負債の調整表の開示に関する規定は、そのまま引き継ぐ。
- ・ ただし、開示項目の選択に当たっては、重要性の原則が働くことを明確にする（すなわち、調整表では、重要な変動を説明するのに有益でない項目を明示する必要がない）。
- ・ 残高の変動を理解するために、表示項目を追加した方が適切な場合には、項目を追加しなければならない。

(4) 残余履行義務に関する開示

公開草案では、期末に残っている履行義務の金額及びそれらの満期分析（期末後3年目まで1年ごと及び4年目以降の金額の開示）を求めている。これらに対して受領したコメントの分析及び議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（全員賛成）。

(a) 企業は、次の2つの属性を持つ

残余履行義務に配分された取引価格の金額を開示しなければならない。

- ・ 当初において予想契約期間が1年以上である、かつ、
- ・ 契約条件が、収益認識モデルの各ステップ（特に、取引価格の決定及び当該取引価格を各履行義務に配分するステップ）を適用することを求めることとなるもの。なお、収益を認識するために、収益認識モデルの各ステップを用いる必要がない契約には、この開示は求められない。

(b) 企業は、次のいずれかによって、履行義務の金額がいつ収益として認識されるかに関する説明をしなければならない。

- ・ 契約の存続期間に照らして最も適切な期間帯を用いた量的なベース。
- ・ 量的及び質的情報を混合した方法。

なお、スタッフからは、公開草案で提案している満期分析を取りやめる提案がなされたが、これは否決された。

2 リース

今回は、①借手の会計処理、②貸手の会計処理、③契約の改訂又はリース開始日以降の状況の変化、④オプションの再評価及び⑤割引率の再評価の5点が議論された。

(1) 借手の会計処理

2011年2月会議で、会計処理を「ファイナンス・リース」及び「ファイナンス・リース以外のリース」の2つの種類に分けて規定することが暫定合意され、その後、この2つの異なる種類のリース契約をどのように定義し、測定を行うかに関して議

論が行われてきた。

ファイナンス・リースは、割賦購入のように、資金調達という要素が強いリース契約で、リース負債の時の経過による増価を支払利息として認識する（すなわち、当期純利益に反映するもので、公開草案で提案した方法）。一方、ファイナンス・リース以外のリースは、資金調達という要素が重要ではないリース契約が該当し、当期純利益での損益認識パターンは、利用権資産の償却の合計と負債の支払利息の合計が每期定額となるように認識する（現在のオペレーティング・リースと整合的な会計処理）。特に、ファイナンス・リース以外のリースでは、リース負債の測定を、ファイナンス・リースとそれ以外のリースとで異なる方法とすることができないため、当期純利益での損益認識を定額とするためには、利用権資産の償却方法を特殊なもの（例えば、通常、有形固定資産の償却には用いられない年金法の採用などが検討された）とせざるを得ず、これまで、2つの種類に分けることの妥当性について議論が行われてきた。今回も、引き続き、この論点が議論された。

議論の結果、借手の会計処理は、公開草案で提案した単一の方法とする（ファイナンス・リース以外のリースという分類を新設しない）ことが暫定的に合意された（IASBのボードメンバーの10名が賛成し、FASBのボードメンバーの5名が賛成）。この結果、次のような会計処理が借手に適用されることになる。

- (a) 当初認識時には、利用権資産及びリース負債を将来の支払リース料の現在価値で測定する。
- (b) 当初認識以降のリース負債の測

定は、実効金利法（effective interest method）を用いて認識する。

- (c) 利用権資産を、予想将来経済便益の消費パターンを反映するシステマティックな方法で償却する。

(2) 貸手の会計処理

① 2つのアプローチ

貸手の会計処理については、これまで、「ファイナンス・リース」及び「ファイナンス・リース以外のリース」の2つの種類に分けて規定するかどうかが議論されてきた。今回は、単一アプローチ及び2アプローチのそれぞれの場合に、どのような会計処理（当初認識時の測定、当初認識後の測定及び表示）が採用されるべきかについて議論が行われた。どちらのアプローチにするかについては結論が出ていないが、それぞれのアプローチが採用されたと仮定した場合に、どのような会計処理が適切かが議論され、この前提の上で、それぞれのアプローチの内容について、下記のような暫定合意が行われた。なお、スタッフに対しては、単一アプローチ及び2アプローチの2つと現行のオペレーティング・リースとのさらなる比較を行うことが指示された。

(a) 単一アプローチ

- 貸手は、原資産（underlying asset）の簿価の一部の認識の中止を行う（IASBの12名が賛成し、FASBの全員が賛成）。
- 貸手は、当初認識時に、残余資産（residual asset）を、原資産の簿価の配分によって測定する（IASB及びFASBの全員が賛成）。
- 貸手は、当初認識時以降、リース期間にわたって、貸手が借手に賦課するレートを用いて、残余資産を増価させる測定を行う

（IASBの全員が賛成し、FASBの5名が賛成）。

(b) 2アプローチ

- 2アプローチを用いる場合には、2つのアプローチを区分するには、原資産の所有に伴うほとんどすべてのリスク及び経済価値（risks and rewards）が、リースによって移転されたかどうかを定義することに関連する指標（indicators）に基づくことが暫定的に合意された。

このような指標には、次のものが含まれる。

- (i) 公正価値指標（リース開始時に最低リース支払額の現在価値がリース資産の公正価値のほとんどすべてである）を含める（IASBの12名及びFASBの4名が賛成）。
- (ii) 変動賃貸料指標（リース契約が、リース期間にわたって、原資産の利用又はパフォーマンスに基づく重要な変動賃貸料を含んでいる）を含める（IASB全員及びFASBの5名が賛成）。
- (iii) 組込み又は統合的サービス指標（リース契約が、原資産の利用権に組み込まれている重要なサービスを含んでいる）を含めない（IASBの13名及びFASBの4名が賛成）。
- 原資産の所有に伴うほとんどすべてのリスク及び経済価値が借手に移転し、かつ、貸手が、現行のオペレーティング・リースの会計処理を適用しない場合には、貸手が、次の会計処理を行うことが、選好された。
 - (i) 原資産の簿価すべての認識の中止を行う（IASB及び

FASBの全員が賛成)。

(ii) 当初認識時には、残余資産を、リース期間終了時の原資産の予想価値の現在価値として測定する (IASB及びFASBの全員が賛成)。

(iii) 当初認識時以降、リース期間にわたって、貸手が借手に賦課するレートを用いて残余資産を増価させる測定を行う (IASB全員及びFASBの5名が賛成)。

② リース支払いを受ける権利の会計処理及び表示

IASB及びFASBは、貸手のリース支払いを受ける権利の測定については、金融資産に対する規定を適用して測定することに選好を示した。しかし、このことが、予期しない帰結をもたらすかもしれないかどうかについて、分析することを指示した (特に、2アプローチを採用した場合)。

貸手のリース支払いを受ける権利の表示については、貸手は、当該権利を残余資産と区別して表示しなければならないことが、暫定的に合意された (IASB 7名及びFASB全員が賛成)。

(3) 契約の改訂又はリース開始日以降の状況の変化

公開草案では、貸手に対する要求として、貸手は、いったん採用した会計処理のアプローチ (履行義務アプローチ又は認識の中止アプローチ) を、それ以降、変更してはならないとしているが、契約の改訂又はリース開始日以降の状況の変化をどのように会計処理するかに関して、明確な規定を置いていなかったため、コメントでの指摘を受けて、今回、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合

意された (IASB及びFASBの全員が賛成)。

(a) 現在の契約に対する根本的な変更となる契約条件の改訂は、改訂後の契約を新規の契約として会計処理すべきである。なお、契約がリースかどうか、又は、契約が原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するかどうかに関して、異なる決定をもたらすような変更は、根本的な変更である。

(b) 契約が、リースかどうかの評価に影響を与えるような (契約条件の改訂以外の) 状況の変化があれば、契約がリースかどうか又はリースを含むかどうかに関する再評価を行う。

(c) 契約が、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するかどうかの評価に影響を与えるような (契約条件の改訂以外の) 状況の変化によって、会計アプローチの再評価又は変更を行ってはならない。これは、いったん採用した会計アプローチは、採用以後の状況変化によって変更してはならないということの意味している。

(4) オプションの再評価

リース契約を更新又は解約するオプション (option to extend or terminate a lease) の会計処理に関して、公開草案では、その行使の可能性が50%超 (more likely than not) の場合には、権利行使が行われたとみて、オプションによる最も長期のリース期間を採用することを提案していた。受領したコメントを受けてのその後の議論で、これを変更し、企業にオプションを行使するか、又は、解約を行わない重要な経済的インセンティブ

(significant economic incentive) がある場合には、それらを考慮してリース期間を決定することが、暫定合意されている。

また、基になっているリース資産を購入するオプション (option to purchase the underlying leased asset) の会計処理に関して、公開草案では、購入オプションの行使価格は、リース支払いとはみなないとしていたが、受領したコメントを受けて、購入オプションを行使する重要な経済的インセンティブがある場合には、行使価格をリース負債の測定に含めなければならないという会計処理に変更することが暫定的に合意されている。

これらを前提に、今回は、借手及び貸手が、借手がこれら2つのオプション (更新・解約オプション及び購入オプション) を行使する重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを、どのように再評価すべきかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (IASB及びFASBの全員が賛成)。

(a) 借手及び貸手は、契約ベース、資産ベース及び企業ベースの要素を考慮して、借手が、更新・解約オプション及び購入オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを再評価しなければならない (IASB 8名及びFASB 5名が賛成)。なお、評価に当たっては、すべての要素を総合的に考慮すべきで、1つの要素のみでは、必ずしも重要な経済的インセンティブを有していることにはならない。

(b) 借手が、更新・解約オプション及び購入オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有し

ているかどうかの評価に、借手及び貸手が用いる閾値 (threshold) は、当初評価時及びその後の評価時で同じとすべきであるが、リース開始後の市場レートの変動は、その後の評価時には考慮しない。これは、市場レートの変動を考慮すると、その変動によって、オプションの行使の評価が頻繁に変更されることになるおそれがあるため、これを避けることが必要と考えられたことによるものである。

(c) リース期間の再評価の結果生じるリース料支払いの変動の会計処理は、次のとおりとすべきである。

- ・ 借手は、リース支払いを行う債務 (obligation) 及び利用権資産を調整する。
- ・ 貸手は、リース料債権 (right) 及び残余資産を調整し、対応する損益を認識する (ただし、今後の貸手の会計処理に関する決定によって変更される可能性がある)。

(5) 割引率の再評価

今回、借手及び貸手がリース料支払いの現在価値を測定するために用いる割引率を再評価しなければならない状況があるかどうかについての議論が行われた。

これまでの議論では、割引率に関して次の点が暫定合意されている。

- (a) 借手及び貸手に、当初にリース資産及び負債を測定する際に、開始日 (date of commencement) において計算される割引率を用いることを求める。
- (b) その際の割引率として、借手は、入手可能であれば、貸手が借手に賦課する金利を用いることとし、それ以外の場合には、借手の追加借入金利を用いる。

(c) 貸手は、貸手が借手に賦課する金利を用いる。

さらに、割引率の再測定との関連では、公開草案では、原則として、借手及び貸手には、割引率を変更することが認められていない。再評価が認められているのは、変動リース料の計算に用いる参照金利の変動を反映するときのみである。貸手は、参照金利の変動に伴うリース料支払いの受取債権の変動を、損益として認識しなければならないとされている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) リース支払額に変動がない場合には、割引率を見直してはならない (IASB及びFASBの全員が賛成)。
- (b) 下記の要素の変動が当初の割引率の測定に反映されていない場合には、割引率は、再評価されなければならない。
- ・ 借手が、更新・解約オプション及び購入オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有しているかどうかの評価の変動によって、リース支払額が変動する場合 (IASBの9名及びFASBの全員が賛成)。
 - ・ 借手が、行使に関して重要な経済的インセンティブを有していないとしていたオプションの行使によって、リース支払額が変動する場合 (IASBの10名及びFASBの全員が賛成)。
- (c) 借手又は貸手は、改訂後の割引率を再評価日のスポット・レートを用いて決定し、当該レートを残りのリース支払いに適用しなければならない (すなわち、当初のリース支払いの残余部分、延長されたリース期間の支払い又は購入オプション

ションの行使による支払いに適用される) (IASB及びFASBの全員が賛成)。

3 金融商品 (償却原価及び減損)

2011年1月に公表した金融資産のオープン・ポートフォリオに、どのように予想損失モデルを適用するかに関してのコメントを求める補足資料 (supplementary document) のコメント期間が2011年4月1日に終了し、受領したコメントの分析及びこの間に行われたアウトリーチ活動に基づいて、このプロジェクトの将来の方向性に関する4つの代替案が示され、議論が行われた。4つの代替案は次のとおりである。

- (a) 代替案1：FASBとのコンバージェンスの議論を開始する前に、IASBによって開発されたアプローチに基づいて最終案を作成する (グッドブックに対しては、期間比例アプローチ (time-proportional approach) を適用し、バッドブックに対しては、全期間の予想損失を即時に認識する)。
- (b) 代替案2：IASBとのコンバージェンスの議論を開始する前に、FASBによって開発されたアプローチに基づいて最終案を作成する (予見できる将来に発生すると予想される損失を認識する)。
- (c) 代替案3：補足資料で提案したモデルを、受領したコメントを基に最終基準とする。
- (d) 代替案4：当初の公開草案及び補足資料に対して受領したコメントを基に、過去の提案の改訂版を開発する。
- 議論の結果、代替案4を採用することが、暫定的に合意された。これ

に基づいて、両ボードの限られたメンバーからなる小委員会を組織し、そこで、新たな提案を可及的速やかに検討することが決定された。

4 保険会計

IASBとFASBは、リスク調整 (risk adjustment) を明示的に保険負債の構成要素として把握するかどうかに関して、意見を異にしている。

IASBの公開草案では、3つのビルディング・ブロックの1つとして、リスク調整を明示することを求めており、その後の議論を経て、現時点では、「リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクを保険者が引き受けるために要求する補償でなければならない」という定義が、暫定的に合意されている。一方、FASBのディスカッション・ペーパーでは、リスク調整を明示的に調整することを求めている。FASBのアプローチでは、リスク調整は、複合マージン (composite

margin) の中に含まれることになる。IASBのアプローチでは、複合マージンからリスク調整を除いた金額が、残余マージン (residual margin) として測定される。

両者の意見の対立が収束しないため、リスク調整を明示する場合と複合マージンに含める場合のメリット・デメリットを分析することがスタッフに指示されており、今回、両者の考え方をまとめた資料が提供され、これに基づいて議論が行われた。

議論の結果、両者の対立は解消せず、IASB及びFASBは、次のような暫定合意に達した。今後は、開示を用いることによって、両者のアプローチの違いを比較可能にできるかどうかを、継続して検討することとなった。

(a) IASBは、保険負債の測定では、リスク調整を構成要素として把握すること、リスク調整は、受領する保険料とは独立に決定され、各報告期間末尾に再測定することが、暫定的に合意された (11名が賛成、2名が反対)。

(b) FASBは、次の点について、暫定的に合意した (大多数が賛成)。

- 保険契約測定モデルは、単一マージン・アプローチを採用すべきである。そこでは、保険契約者に不利に働く特定の不確実な将来事象が発生したときに、保険契約者に保証を行うために待機しているという履行義務を、保険者が充足するに連れて利益が認識される。
- キャッシュ・フローの変動性が減少することによって示される、リスクに対するエクスポージャーからの保険者の解放に基づいて、保険者は、履行義務を充足する。
- 保険者は、過去に認識されたマージンを取り戻す (recapture) ために、再測定又は較正してはならない。
- モデルの一環として、不利な契約テストを織り込むかどうかを検討する。

第148回臨時会議 (2011年5月31日から6月2日)

IASB会議

金融商品 (ヘッジ会計)

今回は、①ヘッジ手段としてのオプションの会計処理、②ヘッジ関係のリバランシング及び③ヘッジ会計の任意の中止 (voluntary discontinuation) の3点について議論が行われた。

(1) ヘッジ手段としてのオプションの会計処理

ここでは、①オプションの時間価値の会計処理及び②オプションの組合せのヘッジ手段としての適格性についての議論が行われた。

① オプションの時間価値の会計処理
公開草案では、オプションの時間価値の会計処理を、次のように提案している。

(a) 取引に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間価値の公正価値の変動は、ヘッジ対象

に関連する範囲で、その他包括利益 (OCI) で認識する。

- (i) ヘッジ対象が、その後、非金融資産又は非金融負債、又は、公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、資本の部から、当該非金融資産又は非金融負債の当初の原価に含めるか、又は、資産又は負債のその他の簿価に振り替える。ただし、これは、組替調整ではないので、OCIには影響しない。
- (ii) 上記以外のヘッジ関係については、ヘッジされた期待将来キャッ

シュ・フローが当期純利益に影響を与えるのと同じ期間に、当該金額を、資本の部の独立項目から当期純利益へ組替調整を行う。

(iii) ただし、当該金額の全部又は一部が、将来、回収されないと見込まれる場合には、回収が見込まれない金額を、組替調整として、当期純利益に振り替える。

(b) 期間に関連したヘッジ対象をヘッジしているオプションの時間価値の公正価値の変動は、ヘッジ対象に関連する範囲で、OCIで認識し、資本の部の独立項目として累積しなければならない。当初の時間価値は、ヘッジ関係の期間にわたって、合理的な基準で償却しなければならない。

このような提案がなされたのは、IAS第39号の下では、企業がオプションの時間価値を分離して本源価値のみをヘッジ手段として指定した場合、時間価値部分は当期純利益で認識され、それが損益を不安定にする要因となっていたためである。また、企業のリスク管理においてはオプションの時間価値はヘッジコスト（保険プレミアム）とみる見方が多いことも反映している。

今回は、受領したコメントを受けて、このようなオプションの時間価値に関する公開草案での取扱いについて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に確認又は合意された。

(a) オプションの時間価値に関して、公開草案で提案されている会計上の帰結を再確認する（すなわち、ヘッジ対象の性質に応じてオプションの時間価値の認識について、2つの異なるアプローチを採用する）

（賛成13名、反対1名、棄権1名）。

(b) 公開草案の適用ガイダンスを追加する（例えば、「取引に関連した」又は「期間に関連した」という2つの種類の意味の明確化や時間価値を償却する期間は、必ずしもヘッジ関係のある期間である必要はなく、本源価値が損益に影響する期間とすべきであることの明確化を図る）（賛成14名、棄権1名）。

(c) 「取引に関連した」又は「期間に関連した」という2つの種類のヘッジ対象の意味を明確化するための1つの一般原則を作ることが回答者によって提案されたが、そのような原則を作るより、上記(b)のガイダンスによって意味の明確化を図る（賛成14名、棄権1名）。

(d) 時間価値の処理方法について選択肢を与えない。これは、公開草案の提案による時間価値の公正価値による測定及び2つの種類への分類の煩雑さに配慮して、①公開草案での提案処理と②IAS第39号での処理の選択を認めることが検討されたが、IAS第39号での処理は、時間価値をトレーディング損益とみる考え方に立っており、公開草案における保険プレミアムという考え方と整合しないこと及び選択肢を認めると比較可能性が損なわれるおそれがあることから、行われた判断である（賛成13名、反対1名、棄権1名）。

② オプションの組合せのヘッジ手段としての適格性

公開草案及びIAS第39号では、売建オプションと買建オプションを組み合わせたデリバティブ（例えばカラー）を単一の商品として購入する場合、その単一商品がネットで売建

オプションとならない限り、ヘッジ手段として指定することを認めている。しかし、複数の商品のうち、1つが売建オプションの場合、又はネットで売建オプションとなる場合は、それら複数の商品をまとめて、1つのヘッジ手段として用いることは認めていない。このため、単一商品であるカラーとして購入する場合と、売建オプションと買建オプションを別途契約して、その組合せでカラーと同じ効果を持つものを作り出した場合には、後者では、売建オプションはヘッジ手段として適格でないと判断され、その組合せをヘッジ手段とすることができない。このような単一商品としての売建オプションに対する制限を改訂するかどうかについて議論が行われた。

議論の結果、売建オプションと買建オプションの組合せ（単一の契約によるか複数の契約によるかにかかわらず）は、そのネットの効果が売建オプションとならない限り、合算してヘッジ手段として扱うことを認めることが、暫定的に合意された（賛成13名、反対1名、棄権1名）。また、売建オプションと買建オプションの組合せがネットの売建オプションかどうかの判断は、カラーがネットで売建オプションかどうかの判断基準と同じものを用いることが留意された。

(2) ヘッジ関係のリバランシング

公開草案は、ヘッジ会計の中止に関する規定を改訂し、ヘッジ会計を中止することなくヘッジ比率を変更するために、ヘッジ関係を調整するリバランシングという考え方を導入した。すなわち、ヘッジ関係が、ヘッジの有効性の判定目的（偏りのない結果をもたらす、予想される非有効

部分を最小限にすること)に合致しなくなったが、リスク管理目的は同じである(変わっていない)場合には、適格要件が再度満たされるように、ヘッジ関係のバランスを再調整しなければならないというものである。

リバランシングという概念は、IAS第39号にはない概念で、IAS第39号では、ヘッジ関係の調整はすべてヘッジ関係の中止として取り扱われている。リスク管理目的に変更はなく、状況の変化に対応した調整であるにもかかわらずヘッジ会計の中止として処理するのは、企業の管理と整合しない結果となるので、それを避けるために導入された概念である。

リバランシングには、①強制的リバランシング(リスク管理目的には変更がないが、ヘッジの有効性評価を満たさないと予想される場合)と②自発的リバランシング(現状のヘッジ比率では将来ヘッジ関係が有効性評価を満たせないと企業が予想する場合)の2つのタイプがある。

今回、受領したコメントを受けて、①リバランシングは強制されるべきかどうか、また、どのような頻度で行われるべきか、及び、②リバランシングの範囲はどこまでかの2点が議論された。

議論の結果、リバランシングという概念をヘッジの有効性評価に関するボードの暫定決定と整合させるために、次の点が暫定的に合意された(賛成14名、棄権1名)。

(a) ヘッジ関係の開始以降は、当該ヘッジ関係のヘッジ比率に影響する状況変化に対応して、企業がヘッジ手段又はヘッジ対象の数量を調整したときには、企業は、ヘッジ

会計目的上、ヘッジ関係を調整(rebalance)する。しかし、以下の場合には、ヘッジ会計目的上、(企業が用いている)リスク管理目的のヘッジ比率とは異なる比率を用いなければならない。

(i) ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の帰結を達成するような、ヘッジの非有効性を創造する不均衡(imbalance)を反映するヘッジ比率となる場合。

(ii) リスク管理目的上、状況の変化があるにもかかわらず、ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の帰結を達成するような、ヘッジの非有効性を創造する不均衡を反映するヘッジ比率を維持する場合(すなわち、企業は、ヘッジ比率を調整することを省くことで不均衡を創造してはならない)。

(b) 事前の(自発的)リバランシング(proactive rebalancing)という概念は削除する(この概念は不要となるため)。

(c) 最終基準において、リバランシングは、ヘッジの有効性の要求に準拠するヘッジ比率を維持する目的で、ヘッジ手段又はヘッジ対象の数量を調整するものに限るという点を明確にする。

(3) 任意の中止

公開草案では、IAS第39号のヘッジ会計の中止に関する規定を改訂し、ヘッジ関係が適用要件を満たさなくなった場合には、将来にわたってヘッ

ジ会計を中止することを求めている。また、リスク管理目的が変更された場合には、ヘッジ関係を中止しなければならない。しかし、ヘッジ関係が、リスク管理目的が変わっていないことも含め、ヘッジの適用要件をすべて満たしている限り、企業は任意にヘッジ会計を中止できないとしている。このため、公開草案では、ヘッジ比率に関する適格要件を継続して満たすために必要な場合には、リバランシングを強制している。

受領したコメントでは、ヘッジ会計を開始するか否かは企業の任意であるから、ヘッジ会計を終了させるか否かも任意とすべきであるべきというものなどがあった。これを受けて、今回、次の2点が議論された。

(a) 任意のヘッジ会計の中止が認められるべきかどうか。

(b) ヘッジ会計の中止に対して提案されている要求とリスク管理目的及び戦略との関係を明確化するかどうか。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(賛成13名、反対1名、棄権1名)。

(a) リスク管理目的とリスク管理戦略がどのように関連しているのかについてのガイダンスを追加する。

(b) 公開草案での提案を維持し、したがって、リスク管理目的が同じであり、かつ、その他のすべての適格基準を満たしている場合には、任意のヘッジ会計の中止を禁止する。

IASBとFASBの合同会議

1 収益認識

今回は、長期の製造プログラムに基づいて製造される製品の製造コストの会計処理が、収益認識プロジェ

クトによってどのような影響を受けるかに関して議論が行われた。長期プログラムに基づく製造コストが問題となるのは、履行義務の充足に従って認識されるプロフィット・マージンに、製造コストの会計処理が影響する可能性があるからである。今回の議論では、有形固定資産は本プロジェクトの範囲外であるため、たな卸資産及び無形資産を対象に議論が行われた。しかし、これら資産の製造コストも、収益認識プロジェクトの対象範囲ではないことから、IASBとFASBは、もし、この問題を取り上げるとするならば、他のプロジェクトにおいて扱うべきであることに合意した。

2 リース

今回は、借手の当初認識後の会計処理に関して、①外貨換算差額、②利用権資産の減損、③利用権資産の再評価（IASBのみの論点）及び④残価保証（residual value guarantee）の4点について議論が行われた。

(1) 外貨換算差額

リース料支払債務が外貨建ての場合の、借手の当初認識後の会計処理について議論が行われた。外貨建てのリース契約の場合、当初認識時には、利用権資産及びリース料支払負債ともに、当初測定時の為替レートで機能通貨に換算される。当初認識後の測定では、利用権資産は、非貨幣性資産なので、歴史的な原価で測定され、その後の為替レートの変動は反映されない。一方、リース料支払負債は、金融負債なので、当初認識後の報告日の為替レートで換算される。今回論点となったのは、リース料支払負債が、現在の為替レートで

再測定される際に生じる為替差額の会計処理で、2つの選択肢が検討された。

- ・ IAS第21号(外国為替レート変動の影響)又はトピック830(外国通貨事項 (foreign currency matters)) に準拠して、損益として認識する。
 - ・ リース料支払負債に対応する利用権資産の簿価を調整する。
- 議論の結果、IASB及びFASBは、リース料支払負債に関連する外貨換算差額を、現行のIFRS及び米国会計基準の外国為替の指針と整合的に、損益で認識すべきと暫定的に合意した (IASBの13名が賛成し、FASBの全員が賛成)。

(2) 利用権資産の減損

公開草案では、借手の利用権資産の減損は、それぞれの基準の中の減損に関する規定に基づくことが提案されていた。IFRSでは、減損は、1段階方式 (資産の簿価は、将来キャッシュ・フローの現在価値である回収可能額と比較される) で測定されるが、米国会計基準では、2段階方式 (第1段階では、資産の簿価と非割引将来キャッシュ・フローとが比較され、後者が前者を下回るときに減損の測定が行われる。その際には、資産の簿価と将来キャッシュ・フローの割引現在価値の差額として減損が測定される) で測定される。

議論の結果、利用権資産の減損では、IFRS及び米国会計基準における既存の基準に基づいて減損を認識するという公開草案における提案を再確認することが、暫定的に決定された (IASB及びFASBの全員が賛成)。

(3) 利用権資産の再評価 (IASBのみの論点)

公開草案では、借手の利用権資産の再評価を許容している。受領した

コメントでは、この取扱いに対する支持が多かった。議論の結果、IASBは、利用権資産の再評価を許容するという公開草案での提案を再確認することを暫定的に決定した (全員賛成)。

(4) 残価保証

ここでは、借手の残価保証 (無関係の第三者からの保証を除く) の当初認識後の測定及び再測定について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に決定された。

- (a) 借手の利用権資産の測定に含められた残価保証に基づく支払見込額は、利用権資産に含められた他のリース料の償却方法と整合的に償却しなければならない。すなわち、償却は、リースの開始日からリース期間の終了時までの期間、又は、原資産の耐用年数のいずれか短い期間にわたって、システムティックなペースでなされなければならない。償却方法は、利用権資産の経済的便益が消費されるか、さもなければ、使い果たされるパターンを反映しなければならない。当該パターンを信頼性をもって決定できない場合、定額の償却方法を用いなければならない (IASB及びFASBの全員が賛成)。
- (b) 借手のリース料支払負債の測定に含められた残価保証に基づく支払見込額は、残価保証に基づく支払見込額の重大な変動が生じていることを示唆する事象又は状況があれば、再評価しなければならない。企業は、重大な変動が生じていることを示唆する事象又は状況があるかどうか決定するため、関連性のあるあらゆる要因を考慮することが求められる (IASB及び

FASBの全員が賛成)。

(c) 残価保証の見積りの変動から生じる借手のリース料支払負債の変動額は、①当期又は過去の期間に關係する範囲の変動を当期純利益で認識し、②将来の期間に關係する範囲の変動を利用権資産の調整として認識しなければならない。残価保証の見積りの変動に伴う配分は、利用権資産の経済的便益が消費される又は消費されたパターンを反映しなければならない。当該パターンを信頼性をもって決定できない場合、企業は、残価保証の見積りの変動を将来の期間に配分しなければならない(IASBの12名が賛成し、FASBの全員が賛成)。

3 保険会計

今回は、再保険について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 受再会社が損失にさらされていないため、再保険契約が重要な保険リスクを移転していない場合においても、基になっている保険契約の出再された部分に関する保険リスクの實質上すべてが再保険者によって受再されるならば、再保険契約は重要な保険リスクを移転するとみなされる(IASB及びFASBの全員が賛成)。言い替えると、公開草案では、保険者は保険リスクの重要性を契約ごとに評価することとされているが、再保険ではこれを適用せず、元受保険契約の一部である出再された部分に関する保険リスクの實質上すべてが再保険者によって受再された場合についても、再保険契約が重要な保

険リスクを移転しているとみなすことを意味している。

(b) 保険者は、保険リスクの重要性を、個別契約レベルで評価しなければならない。①同一リスクについて単一の契約当事者との間で同時に締結された複数の契約、又は、②同一当事者若しくは関連当事者との間で締結された相互依存性のある複数の契約は、リスク移転を判断する目的上、単一の契約とみなさなければならない(IASB及びFASBの全員が賛成)。ここでは、重要なリスク移転を契約ごとに評価することを要求しているが、単一の契約とみなされる契約グループを明確化する必要があるために、この暫定合意がなされた。

(c) 再保険契約に基づいて支払われた額が再保険契約によってカバーされた基となる契約のポートフォリオの合計損失(aggregate losses)を反映している場合を除き、基となる契約が認識されるまで、出再者は、再保険資産を認識してはならない。再保険のカバーが合計損失に基づいている場合には、出再者は、再保険契約のカバー期間の開始日に再保険資産を認識しなければならない。経営者が、カバー期間開始前に再保険契約が不利となっていることに気付いた場合には、不利な契約負債を認識すべきである(IASB及びFASBの全員が賛成)。なお、上記の例外扱いは、再保険カバー(出再者に対するプロテクション)が、個別の元受契約へ提供する補償ではなく、合計損失に基づく再保険契約が存在することが前提となっている。このような合計損失に基づく再保険の場合、個別の元受契約の締結前で

あっても、合計損失の負担が始まっているので、再保険契約のカバー期間の開始時から再保険者はリスクにさらされている。このため、出再者は、元受契約の認識を待つことなく、再保険資産を認識すべきであるとされた。

(d) リスク調整の出再部分は、再保険の使用を通じて除去されたリスクを表わさなければならない(IASB全員が賛成、FASBは採決をしなかった)。この要求は、リスク調整は、最終的なキャッシュ・フローがその予想を超過する可能性があるというリスクを負担するために、保険者が要求する対価でなければならないので、出再企業が超過損害額再保険を購入することによって、再保険控除後ベースでみれば事業のボラティリティを著しく軽減している場合などには、再保険カバー控除後での契約に対するリスク調整を見積もり、それを示すべきであるという考え方に基づいている。

(e) 再保険契約を別個の独立した契約とみて(元受契約の一部とはみない)、再保険契約についての履行キャッシュ・フローの現在価値(IASBの暫定決定の下ではリスク調整を含む)が、

(i) ゼロ未満(すなわち、将来キャッシュ・イン・フローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウト・フローの期待現在価値より小さい場合)であって、再保険契約によって提供されるカバーが将来の事象を対象とする場合、出再者は当該金額を、前払再保険料を表わす再保険回収可能額の一部として設定し、基となる保

険契約のカバー期間にわたってコストを認識すべきである（IASBの8名が賛成し、7名が反対、FASBの全員が賛成）。

(ii) ゼロ未満であって、再保険契約によって提供されるカバーが過去の事象を対象とする場合、出再者は、直ちに損失を認識すべきである（IASB及びFASBの全員が賛成）。

(iii) ゼロより大きい場合（すなわち、将来キャッシュ・イン・フローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウト・フローの期待現在価値を超過する場合）、出再者は、再保険に関する残余又は複合マージンを認識すべきである（IASBの11名が賛成し、4名が反対、FASBの全員が賛成）。

(f) 出再者は、再保険契約の当初認

識時に基となる保険契約を再測定した後、出再保険料を含め、基となる契約に係る残余又は複合マージンを参照することなく、基となる保険契約の履行キャッシュ・フローの現在価値の対応する部分に適用するのと同じ方法で、再保険契約の履行キャッシュ・フローの現在価値を見積もるべきである（IASBの14名が賛成し、1名が反対、FASBの全員が賛成）。これは、再保険契約は、ある保険者から別の保険者へ契約上の地位を移転するものではなく、それによって出再企業の保険契約者に対する負債が消滅するわけではないので、再保険契約締結時に元受保険契約の残余又は複合マージンのある割合を利益として認識するのは適切ではないという考えを反映した取扱いである。

(g) 再保険者の不履行を考慮するとき、

(i) 出再者は、再保険資産の回収可能性を決定する際に、金融商品の減損モデルを適用する（IASB及びFASBの全員が賛成）。

(ii) 再保険者の不履行リスクの評価は、担保を含め、すべての事実及び状況を考慮しなければならない（IASB及びFASBの全員が賛成）。

(iii) 現在の情報及び事象に基づいて、再保険契約の契約条項に従って支払われるべきすべての金額を、出再者が回収することができないであろうという兆候があるときには、係争による損失を回収可能額の算定に反映しなければならない（IASB及びFASBの全員が賛成）。

第149回会議（2011年6月13日から15日）

IASB会議

新規議題に関する コンサルテーション

今後の新規議題に関する意見募集を行う予定であるが、その概要についての議論が行われた。コンサルテ

ション・ペーパーは、IFRS諮問会議及び評議員会へ諮った後、2011年7月頃に公表予定で、公開期間は2011年11月30日までとすることが、暫定的に合意された。

IASBとFASBの合同会議

1 収益認識

今回は、①通信事業会社への影響、②経過措置及び③再公開の可否の3点について議論が行われた。

(1) 通信事業会社への影響

通信事業業界から、電話機と通信サービスを異なる履行義務として分離することになる公開草案の考え方に対する懸念が表明されており、これらの懸念にどう対応すべきかが議

論された。

業界の慣行では、電話機は、本来の価値よりは低価で提供される場合がある。これは、電話機があつて初めて通信サービスを提供できるので、電話機の販売をその公正価値よりは低い価格で行うことは、一種の市場開拓費としてとらえる考え方に基づいている。現在検討中のモデルでは、低価で提供される電話機の提供と通信サービスが一体となった契約を、電話機の提供義務（履行義務）と通信サービスの提供義務（別の履行義務）に分けることが求められる。その際に、提案モデルでは、電話機は、その公正価値で測定されることになるが、これが、業界の慣行又は上述の市場開拓費という考え方と合わな

いというのが論点である。スタッフからは、いくつかの代替案が示され、議論が行われた。

議論の結果、通信事業業界に対して、提案モデルの例外を設けないことが、暫定的に合意された（IASBの10名及びFASBの5名が賛成）。

(2) 経過措置

議論の結果、次の点が暫定的に合意又は確認された。

(a) 公開草案での提案のとおり、企業は、本基準を遡及適用する（IASB及びFASBの全員が賛成）。

しかし、適用開始第1年度での本基準の適用負担を軽減するため、次のような対応をする（IASBの12名及びFASBの4名が賛成）。

- (i) 同一期間内に契約され、終了する契約には遡及適用を強制しない。
 - (ii) 比較報告期間の変動対価（variable consideration）の見積りに後になっての判断（hind-sight）を用いることを許容する。
 - (iii) 比較報告期間で不利な契約負債（onerous contract liability）が認識されている場合を除き、企業には、発効日においてのみ不利な契約テストの履行を要求する。
 - (iv) 過去の報告期間については、残余履行義務の満期分析の開示を求めない。
- (b) 企業が上記(a)のいずれかの経過措置を利用した場合には、次の情報を開示する（IASBの8名及びFASBの5名が賛成）。
- (i) 企業が適用した経過措置
 - (ii) 可能な範囲で、それらの経過措置を適用した結果起こりそうな影響の質的評価

(3) 基準案の再公開

今回、すべての論点の検討を終えたので、再公開すべきかどうかに関する議論が行われた。

議論の結果、すべてのボードメンバーは、デュー・プロセスの再公開に関する判断規定に照らすと再公開は不要であるとするスタッフ提案に同意するものの、すべての企業にとって収益の金額は重要であるという点、及び、意図しない帰結（unintended consequences）が起ることを避けるためにあらゆる手段を採るべきとの判断から、再公開することが決定された。再公開では、2010年6月に公表された公開草案からの変更について意見を聴取することとされ、次の点が質問される。

- (a) 改訂された要求の分かりやすさ、要求内容がある特定の契約又は産業に、意図しない帰結をもたらしていないかどうか。
- (b) いくつかの特定の改訂要求について、意見を明示的に求める。

なお、公開期間は120日とされ、スタッフに対して、公開草案のドラフト作成を始めることが指示された。また、この再公開に反対する予定のボードメンバーはいなかった。

2 リース

今回は、①貸手の会計処理、②サブ・リース、③借手の短期リース及び④シャリア会計（イスラム会計）の4点が議論された。ここでは、④を除く内容を紹介する。

(1) 貸手の会計処理

貸手の会計処理については、2011年5月の第147回会議で、単一アプローチ及び2アプローチのそれぞれの場合にどのような会計処理（当初

認識時の測定、当初認識後の測定及び表示）が採用されるべきかについて議論が行われた。今回は、これに引き続き、もし、単一アプローチ（原資産の簿価の認識の中止を行い、リース債権及び残余資産を認識するアプローチ）が採用された場合に、どのようなモデルとなるか、また、すべての契約に単一モデルを適用できるかについて議論が行われた。暫定合意された事項はなく、今後、さらに、このアプローチについて検討を行う予定である。さらに、資産の一部のリースと資産全体のリースに異なるモデルを用いるべきかについても、将来、議論が行われる予定である。

(2) サブ・リース

公開草案では、サブ・リースの認識及び測定に関して明確なガイダンスを示していない。しかし、中間の貸手は、次のような処理をすることを提案している。

- ・ ヘッド・リース（head lease）の借手として、公開草案の借手の会計処理の提案に従って、利用権資産を認識する。
- ・ サブ・リースの貸手として、公開草案の貸手に関する提案に従って、会計処理する。

今回、受領したコメントを受けて、サブ・リースの会計処理をどのようにするかに関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（IASB及びFASBの全員が賛成）。

- (a) ヘッド・リースとサブ・リースは、別個の取引として会計処理しなければならない。
- (b) 中間の貸手は、ヘッド・リースの借手として、ヘッド・リースから生じる資産と負債を、借手に対

するこれまでのすべての意思決定（暫定合意）に基づいて会計処理しなければならない。

- (c) 中間の貸手は、サブ・リースの貸手として、サブ・リースから生じる資産及び負債を、貸手に対するこれまでのすべての意思決定（暫定合意）に基づいて会計処理しなければならない。
- (d) もし、貸手の会計処理に複数のアプローチを決定した場合には、中間の貸手は、サブ・リースの貸手として、サブ・リースに適用される貸手の適切なアプローチを決定するために、（原資産ではなく）利用権資産を評価しなければならない。

(3) 借手の短期リース

今回は、2011年5月の第147回会議で、借手の会計処理として、単一アプローチを採用することを決定したが、これを受けて、2011年3月の第140回会議で行った短期リースに関する暫定合意を見直す必要があるかどうかについて議論が行われた。

2011年3月には、次の点が暫定合意されている（なお、この暫定合意は、貸手をもカバーしているが、今回の議論は、借手の会計処理のみに焦点を当てている）。

- (a) 借手及び貸手において、短期リースの定義は、公開草案の定義（リースの開始時点（commencement of the lease）において、更新又は延長オプションを含んで、最長12か月又はそれより短いリース期間を持つリースである）とする。
- (b) 借手及び貸手は、次の会計処理を採用することができる。
 - ・ 原資産の種類（class）に対する会計方針として、すべての短期リースの資産及び負債を認

識しない会計処理。

- ・ 他の組織的かつ合理的なベースが、原資産の利用をよりよく表現する場合を除き、リース期間にわたって、リース料支払額を包括利益計算書において定額法で認識する（いわゆる、オペレーティング・リースの会計処理）。

特に、単一アプローチへ変更したことにより、リース料支払額を定額法で認識する処理が妥当かどうかを検討された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 2011年3月の暫定合意（上記(b)）を確認する（IASBの9名及びFASBの6名が賛成）。
- (b) 借手は、短期リースに対して、資産及び負債を認識する会計処理を採用することができる（IASBの12名及びFASBの5名が賛成）。

このほか、上記に伴って、包括利益計算書上で認識される当期の賃借料の金額の開示及びそれが将来の賃借料を示唆するものであるかに関する開示を求めることに対しては強い支持があり、将来、短期リースの開示に関する議論で取り扱われる予定である。また、貸手の短期リースの取扱いについても、将来、検討される予定である。

3 金融商品 (償却原価及び減損)

2011年5月の第147回会議で、金融資産のオープン・ポートフォリオにどのように予想損失モデルを適用するかに関して、「当初の公開草案及び補足資料に対して受領したコメントを基に、過去の提案の改訂版を開発する」ことが暫定的に合意され、

新たなアプローチ案の開発がされているが、今回、「3バケット・アプローチ（three bucket approach）」として提案内容が示され、議論が行われた。

3バケット・アプローチは、貸付金の信用の質が悪化する一般的なパターンを反映しようというアプローチで、信用の質の悪化は、貸倒引当金の金額を決定する3つの段階を通じて会計処理されることになる。

- (a) バケット1：バケット2及び3の規準に該当せず、ポートフォリオという文脈において、集団として減損を評価される資産がこれに分類される。これは、グループとしての貸付金又は個別の貸付金のいずれにも当てはまらないマクロ経済的な事象によって貸付金の信用損失の予想が変動するような場合を含んでいる。
- (b) バケット2：債務不履行の危険性のある特定の資産は識別されないものの、将来起こり得る債務不履行との直接の関係を示すような事象の発生によって、影響を受ける資産がこれに分類される。
- (c) バケット3：個別資産の信用損失の発生が予想される、又は、既に起こっていると個別に識別できる情報が入手可能な資産がこれに分類される。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 3バケット・アプローチの開発を続ける。
- (b) 信用リスクの悪化を規準として、バケット間を区分するという大きなアプローチを採用する。
- (c) バケット2及び3の貸倒引当金残高は、残りの全期間を対象とする予想損失の見積りによる。

このほか、将来の検討のために、次の点についてスタッフに指示が出された。

- バックセット1におけるアプローチとして、①当初の予想に基づく直近12か月に起こると予想される損失及び②予想信用損失の変動の総金額に等しい減損引当金を認識することを目的とするアプローチを追求する。運用上の複雑性（operational complexities）に配慮する必要があり、このアプローチをどのように運用できるようにするかについて検討する。
- ①、バックセット1、2及び3の間で資産を移動させるかに関連する、明確で的確に定義された指標及びガイダンスの重要性が認識され、3つのバックセットのうち、どれに金融資産が属するかを決定する基準の開発が指示された。

4 金融商品（相殺）

今回は、財政状態計算書上、金融資産と金融負債を相殺して表示するための条件として、無条件の相殺権がある場合のみとするのか、条件付きの相殺権であっても相殺できる場合があるのかについて議論が行われた。

スタッフからは、次に示す3つの代替案が示され、これに基づいて議論が行われた。

- (a) 代替案1：①通常のビジネス及び倒産（bankruptcy）、支払不能（insolvency）又は債務不履行（default）のいずれのときにも行使可能な相殺権があり、かつ、②金融資産と金融負債を純額又は同時に決済する意図がある、ということを求めるアプローチ。

- (b) 代替案2：①通常のビジネスにおいて法的に強制可能な相殺権があり、かつ、②金融資産と金融負債を純額又は同時に決済する意図がある、ということを求めるアプローチ。

- (c) 代替案3：デリバティブ金融商品については、一般的な相殺規準に対する例外を設け、①デリバティブに対して認識された公正価値と②マスター・ネットリング契約の下で同一相手先に有する公正価値で測定されたデリバティブから生じる、現金担保を徴求できる権利又は現金担保を返済しなければならない債務に対して認識された公正価値金額とを相殺することを許容するアプローチ。このアプローチでは、相手先の1つの倒産、支払不能又は債務不履行のときのみ強制できる相殺権である必要がある。このほか、毎日の変動証拠金ポスティング（variation margin posting）が、担保付デリバティブの場合にのみデリバティブの相殺を限定するアプローチなどの方法が検討された。

議論の結果、IASBのボードメンバーの全員（15名）は、代替案1を選好し、FASBのボードメンバーの4名が代替案3を、3名が代替案1を選好した。IASBとFASBの意見が一致しなかったため、IFRSと米国会計基準に準拠した財務諸表を利用者が比較できるよう、今後も、開示要求を収斂させるために共同して作業することが合意された。

5 保険会計

今回は、①残余マーzinを変動（unlock）させるべきか、②もし、

変動させる場合、どのように変動させるべきか、③残余マーzinの配分方法、④新契約費の会計処理及び⑤包括利益計算書の表示の5点について議論が行われた。

(1) 残余マーzinの変動

公開草案では、残余マーzinは、予想保険料の現在価値から予想キャッシュ・アウト・フローの現在価値とリスク調整を控除した金額として算定し、保険カバー期間にわたって償却することが提案されていた。しかし、コメントの多くが、契約当初に残余マーzinを固定し、その後、システムティックに配分（償却）することに否定的であった。

これは、初日の差額のみが残余マーzinとされ、即時に損益が認識されないが（初日に損益を発生させない）、しかし、それ以後の変動は、発生時に当期純利益で認識されることになり、会計処理に矛盾があること及びある期において、損失を認識しなければならないのに、一方で、残余マーzinとして利益が将来に繰り越されることが起こる可能性があり、初日の差額のみを残余マーzinとして取扱いすることが、必ずしも説得的でないことなどを理由とするものであった。

議論の結果、IASBは、残余マーzinは固定されるべきではないことに暫定的に合意した（賛成8名、反対7名）。一方、FASBは、単一マーzin・アプローチ（複合マーzin）を採用することとしているが、仮に、残余マーzin・アプローチを採用した場合には、残余マーzinを変動させることには反対であることを表明した。

(2) 残余マーzinの変動方法

残余マーzinを変動させることが

暫定合意されたので、どのように変動させるかについて議論が行われた。

議論の結果、IASBでは、次の点が暫定的に合意された。なお、FASBは、この点について議決を行っていない。

- (a) 保険者は、保険負債を測定するために用いた将来キャッシュ・フローの見積りに変動が生じた場合には、有利な変動であろうと、不利な変動であろうと、残余マーヅンを調整しなければならない。経験調整 (experience adjustment) は、当期純利益で認識しなければならない (賛成11名、反対4名)。
- (b) 保険者は、残余マーヅンの増加に上限を設けてはならない (賛成12名、反対3名)。
- (c) 保険者は、変動のあった期に、リスク調整を当期純利益で認識しなければならない (賛成9名、反対6名)。
- (d) 保険者は、残余マーヅンに対する調整を将来に向かって適用しなければならない (賛成10名、反対5名)。

このほか、IASBは、割引率の変動を残余マーヅンの調整として認識すべきか、それとも、その変動が会計上のミスマッチを生じさせる範囲で当期純利益で認識すべきかどうかについて議論を行ったが、意思決定はなされなかった。

(3) 残余マーヅンの配分方法

残余マーヅンをどのように保険期間にわたって配分するかについて議論された。公開草案では、残余マーヅンは、当初認識時もその後においても、負となり得ないことを提案していた。また、配分期間については、保険のカバー期間とし、配分パターンは、時の経過に基づくが、発生保

険金及び給付金の予想時期のパターンが時の経過と著しく異なるときには、発生保険金及び給付金の予想時期に基づくことが提案されていた。

議論の結果、IASBは、次の点に暫定的に合意した。

- (a) 残余マーヅンは負の数字となるべきではない (全員が賛成)。
- (b) 保険者は、残余マーヅンを、契約で提供するサービスの移転のパターンと整合的なシステムティックなベースで、保険のカバー期間にわたって配分しなければならない (賛成9名、反対6名)。この暫定合意では、時の経過又は発生保険金及び給付金の予想時期のパターンは、保険契約の履行義務の遂行を反映する適切なベースではないというコメントを受けて、公開草案の提案を修正している。

(4) 新契約費

2011年2月の第137回臨時会議で、新契約費に関して議論が行われ、次の点が暫定合意されている。

- (a) 契約キャッシュ・フローに含まれる新契約費は、ポートフォリオ・レベルでの増分新契約費とする。
- (b) 新契約費は、発生時に費用として認識するのではなく、保険契約の当初測定に含める。
- (c) キャッシュ・フローの当初測定に含める新契約費は、FASBは、成功した保険契約に関するものだけにすべきとしたが、IASBは合意に達しなかった。
- (d) キャッシュ・フローに含めるべき新契約費に関するより一層の理解のため、増分費用、直接費用、又は、直接かつ増分費用をどのように定義するかに関する明確化を図ることがスタッフに指示された。今回は、①キャッシュ・フローの

当初測定に含める新契約費は成功した保険契約に関するものだけにすべきかどうか (上記(c)) 及び②キャッシュ・フローに含めるべき新契約費の内容 (上記(d)) に関する議論が行われた。ここでは、上記①についてのみ紹介する。

成功した保険契約に対応する新契約費

IASBとFASBで見解に相違のある部分に関して、再度、議論された (下記のように、両者の見解の一致をみることができなかった)。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) IASBは、新契約費を成功した保険契約に係るものとそうでないものとに区分することはしないことに暫定合意した (賛成9名、反対6名)。
- (b) FASBは、キャッシュ・フローの当初測定に含める新契約費は、成功した保険契約に関するものだけにすることに暫定合意した (全員が賛成)。

(5) 包括利益計算書の表示

公開草案では、包括利益計算書の表示に関して、要約マーヅン・アプローチが採用され、少なくとも、①引受マーヅン、②当初認識時の損益、③新契約費 (個別の保険契約に関する増分新契約費を除く)、④経験調整 (experience adjustments) 及び見積りの変更並びに⑤保険負債の金利という要素を区分表示することが提案されていた。これについては、現行実務で広く定着している受取保険料を表示することとしていないことから、受領したコメントでは、受取保険料の表示を検討すべきとの指摘を受けていた。

これらを受けて、継続してこの問題が議論されてきた。

議論の結果、次の特徴を持つ様式とすることが、暫定的に合意された（IASBは賛成反対が7名ずつであったが、その後の再投票で10名がこのアプローチに反対しないことを表明した。FASBは、5名が賛成し、2名が反対した）。


- (a) 包括利益計算書上では、①引受マージン、②投資パフォーマンス、③割引率の変動に分け、さらに、引受マージンの中を、ビルディング・ブロック・アプローチと修正アプローチ（未経過保険料としての処理）に分ける。
- (b) 引受マージンの中で、グロス表示される保険料は、ビルディング・ブロック・アプローチの下では、期日を迎えたベースで表示を行い、

修正アプローチの下では、稼得ベースで表示する。

おわりに

2001年のIASB発足以来、8月を除き、年11回開催されるIASB会議の報告を約10年間続けてきた。2011年6月末にIASB理事を退任したが、数えてみると149回にもなり、特に、2010年以降は、当初目標としていたMOUプロジェクトの2011年6月末完成を目指して、プロジェクト進捗のために、多くの臨時会議が開催され、会議の回数も顕著に増加した。この間、この報告を書くに当たって、どのような選択肢が検討され、どうしてその中から1つの結論が合意さ

れたのかを、できるだけ分かりやすく理解できるようにするよう努めたつもりである。日本語でIASBの議論の大きな流れが理解できるようにしたいと思いつつも、成功したかどうかは、はなはだ心もとない。内容が専門的すぎて、難解になってしまったという恨みは捨てがたい。しかし、何とか10年間の報告を書き終えられたことは、筆者にとっては、大変な喜びである。この10年間、この報告をお読みいただいた皆様に心からお礼申し上げ、擱筆することとしたい。

教材コード	J 0 2 0 6 3 8
 研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	3単位